

大阪府私立高等学校等修学旅行等のキャンセル料支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 府は、新型コロナウイルス感染症の影響による大阪府域内に所在する私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに私立専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学する児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、高等学校等教育の振興に資するため、予算の定めるところにより私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校を設置する学校法人並びに私立専修学校（高等課程に限る。）を設置する者（以下「補助事業者」という。）に対し大阪府私立高等学校等修学旅行等のキャンセル料支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業等)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、令和2年度中に実施を予定していた修学旅行等を延期又は中止した場合に発生したキャンセル料について、本来保護者等が負担することとなる経費を負担することにより、保護者等の経済的な負担軽減を図る事業とする。
- 2 補助事業の内容、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を定める。

(補助金の交付の申請)

- 第3条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 要件確認申立書（様式第2号）
 - (2) 暴力団等審査情報（様式第3号）
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

- 第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする補助事業者に対し通知するものとする。

(経費配分の軽微な変更等)

- 第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による教育長の承認を受けようとする補助事業

者は、補助金補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

4 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとする補助事業者は、補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（規則第6条第2項の規定による条件）

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- （1） 補助金は、第2条に規定する経費に充当すること。
- （2） 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業の完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。
- （3） 補助事業者は、補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告は、補助金補助事業実績報告書（様式第6号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に（同条後段に規定する場合にあつては、当該会計年度の翌年度の4月30日までに）教育長に提出することにより行われなければならない。

2 交付決定時において第2条に規定する事業が完了している場合は、前項に規定する「補助事業の完了した日」とあるのは「補助金の交付決定を受けた日」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第9条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による通知を受け取った日以後、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）を教育長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月29日から施行し、令和2年度の事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助事業内容	対象経費	補助額
<p>（1）対象となる学校 第1条に定める高等学校等のうち、修学旅行等の実施にあたり、令和2年8月21日付け教私第2283号により通知した「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン」（令和2年8月21日付け大阪府教育庁教育振興室策定）の「3 留意事項」及び「4 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす」等を参考に、感染症対策等に十分に留意して計画を立てた学校とする。</p> <p>ただし、令和2年8月21日より前に修学旅行等をキャンセルした場合は、この限りでない。</p> <p>（2）対象となる修学旅行等 （ア） 私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、名称の如何を問わず、学習指導要領の特別活動に位置づけられており、原則として学校、学年もしくは学級全員が参加し、かつ宿泊を伴うものとする。（やむを得ず、当該修学旅行等を日帰りに変更したものを含む。）</p> <p>ただし、教育課程外の研修旅行や宿泊を伴わない遠足などは、本事業の対象外とする。</p> <p>（イ） 私立専修学校（高等課程に限る。）においては、課程の修了要件に係る活動であり、原則として学科、コースもしくは学級全員が参加し、宿泊を伴うものとする。（やむを得ず、当該活動を日帰りに変更したものを含む。）</p> <p>（3）対象となる期間 令和2年4月1日以降に出発し、かつ令和3年3月31日以前に帰着を予定している修学旅行等とする。</p>	<p>令和2年度中に実施を予定していた修学旅行等を延期又は中止した場合に発生したキャンセル料について、本来保護者等が負担することとなる経費を補助事業者が負担した場合における経費。</p>	<p>（1）出発日の21日以前に対象となる修学旅行等をキャンセルした場合 修学旅行等ごとに、キャンセル料の補助対象経費総額と参加児童生徒数に5,000円を乗じた金額を比較し、低い方（1,000円未満は切捨て）を当該学校分の補助金額とする。</p> <p>（2）出発日の20日前以降に対象となる修学旅行等をキャンセルした場合 修学旅行等ごとに、キャンセル料等の補助対象経費総額と参加児童生徒数に12,182円を乗じた金額を比較し、低い方（1,000円未満は切捨て）を当該学校分の補助金額とする。</p>